令和６年度　神奈川県への要望事項

| **要 望 事 項** | **県 回 答** |
| --- | --- |
| **Ⅰ 人材確保対策**  ① ハローワークと連携して人材確保の取組を行うこと。  ② 人件費負担の増大原因となっている人材紹介会社や外国人紹介料の実態を踏まえて、適正な価格に是正することを国に働きかけること。また、紹介料負担の軽減のため、助成制度を創設すること。  ③ 外国人材や他県からの就労者確保のため住居手当等への支援を行うこと。 | **Ⅰ 人材確保対策**  ①　人材確保の取組として、かながわ福祉人材センターにキャリア　援専門員を配置し、ハローワーク出張相談等を実施しています。また、「神奈川人材確保対策推進協議会」や「福祉人材センター・ハローワーク連携事業連絡調整会議」等の場での情報共有や、ハローワークを通じた事業の周知・紹介等、引き続き連携し、人材確保に取り組んでいきます。  ②　有料職業紹介事業については、安心してサービスを利用できるよう現在国が行っている改善に向けた検討を注視していきます。  また、福祉人材センターの無料職業紹介や、県が実施するマッチング支援など、介護サービス事業所が手数料をかけずに活用できる職業紹介事業を広く周知して、介護サービス事業所の人材確保における負担軽減に取り組みます。  ③　介護人材を確保するうえで、住居費の負担が大きいことも課題となっているため、介護報酬の引き上げや処遇改善、地域医療介護総合確保基金を活用した新規メニューの創設等、負担軽減に向けた支援策を検討するよう、国に要望していきます。  　　また、県では介護施設等の事業者による当該回以後施設に勤務する職員のための宿舎整備に対する補助を行っています。 |
| **Ⅱ　既存施設の老朽化対策について**  ① 特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設では、建物・設備の老朽化が進んでいる施設が有り、老人福祉施設としての役割を果たしていくためにも大規模改修や建替が必要となるが、経営状況の悪化により費用の捻出が困難であることから、大規模修繕や建替のための補助制度及び借入に対する償還利子補給創設を創設すること。 | **Ⅱ　既存施設の老朽化対策について**  ①　介護施設の新設等を条件としない、介護施設の大規模修繕につきましては、地域医療介護総合確保基金（介護分）の補助対象メニューに加えることを国に要望しています。 |
| **Ⅲ　水害・土砂災害などの防災対策関連**  １　災害対策及び災害時に対する支援  ① 緊急避難指示等に対応する職員の超過勤務手当への支援など、災害時かかりまし資金を創設をすること。  ２　災害時対応への支援  ① 災害時に県高齢協緊急援助隊として会員被災施設を支援するが、援助隊に必要となる資機材の整備に助成すること。  ３　福祉避難所に対する支援  ① 特別養護老人ホーム等が福祉避難所に指定されている場合でも、備蓄品に対する市町村からの支援は十分ではなく、災害時に避難所の機能を充分に発揮するため、県が支援を行うこと。 | **Ⅲ　水害・土砂災害などの防災対策関連**  １　災害対策及び災害時に対する支援  ①　大規模な自然災害による被害については、これまでも被災状況に応じて、「令和元年８月の前線に伴う大雨、令和元年台風第15号並びに令和元年台風第19号、第20号及び第21号に係る社会福祉施設等設備災害復旧費補助金」のように、被災した介護サービス等事業者等の事業再開に対する支援及び被災地における介護サービス等の確保を図るための施設及び設備復旧に対する支援のための補助金を国が創設しています。  本年も「令和６年台風10号にかかる社会福祉施設等災害復旧費補助金」を国が創設しており、県としても今後も国と連携して対応を図っていきます。  ２　災害時対応への支援  ①　資機材の整備への支援については、現在のところ考えておりません。  ３　福祉避難所に対する支援  ①　県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、市町村が行う自助・共助・広域的な対応を図る取組に対して財政支援を行っており、福祉避難所への備蓄食料・資機材等の整備に係る取組も補助対象となっております。引き続き、この補助金により、市町村の取組を支援していきます。  また、県では、「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」等により福祉避難所運営についての指針を示しているほか、市町村担当者会議で取組事例や課題等の共有や意見交換を行うなど、福祉避難所の運営・確保にかかる市町村の取組を支援しています。  今後、福祉避難所の開設に必要な資機材の確保について、現状や課題を把握し、市町村の支援策を検討していきます。 |
| **Ⅳ　感染症対策**  １　感染症対応の手引きの作成  ① 感染症の蔓延する時期に合わせ、感染症に対する対応の手引きを作成し、周知すること。  ２　感染症対策等に対する諸支援の実施  ① 大規模な感染症により経営が逼迫した場合には、かかり増し経費を実施すること。 | **Ⅳ　感染症対策**  １　感染症対応の手引きの作成  ①　「新型コロナウイルス感染症 高齢者施設における対応の手引き」については、適宜内容を更新し、介護情報サービスかながわにて、最新版を公開しています。周知については、更新時を基本とし、適宜、実施しています。  ２　感染症対策等に対する諸支援の実施  ①　高齢・障害福祉施設等については、感染症対応力の向上や新興感染症等の施設内療養に係る対応には報酬改定で一部措置されたところではありますが、引き続き、感染発生時のかかり増し費用補助（サービス提供体制確保事業）を継続するとともに、抗原検査キットの調達や検査の費用に対する補助を拡充することを国に要望しています。 |
| **Ⅴ　介護報酬 以下の要望事項について、国に働きかけること。**１　介護報酬  ① 県内の最低賃金が同一であり人件費支出に大きな影響を及ぼしていることから、県内の級地区分を統一すること。  ２　介護報酬業務の柔軟な取扱  ① 加算取得の事務処理が煩雑過ぎるため、簡素化すること。  ② 人材不足のなかコロナ禍で省略化した取組（認定審査会簡素化、ケアマネの月1回訪問、サービス担当者会議等）は、継続すること。  ３　加算  ① 処遇改善加算の算定対象を全職種にすること。  ② 処遇改善加算申請様式が市町村によって相違していることから、県が主体的に調整すること。  ③ 日常生活継続加算の現行の算定時期を見直し、実態に合った加算とすること。  ④ LIFEに基づいて行われる重度化対応や看取り支援に対し、新たな加算を創設すること。  ⑤ デイサービス事業における加算の取得条件が厳しくて取得が困難なため、デイサービスの現状に沿った加算算定要件にすること。 | **Ⅴ　介護報酬**  １　介護報酬  ①　介護保険における地域区分については、県内一律とするよう、国に要望しています。  ２　介護報酬業務の柔軟な取扱  ① 加算取得については、厚生労働省の告示や通知等の規定により事務処理を進めていますが、介護分野の文書に係る負担軽減の観点から令和５年度以降、電子申請届出システムによる届出を受け付けることにより事業者の負担軽減を図っているところです。  加算取得の事務処理の簡素化については、今後、介護保険制度を取り巻く情勢の変化等を踏まえた上で、必要に応じて国への要望を検討していきます。  ② 介護認定審査会の簡素化に関しては、市町村に取組の好事例を周知していきます。このほかのコロナ禍で省略化した取組については、内容を検証の上、必要に応じて継続等について国に対し要望していきます。  ３　加算  ①　介護保険制度において加算の算定対象は、厚生労働省が告示により規定しており、県が対象職種等を規定することはありません。  介護職員等処遇改善加算の対象職種については、今後、介護保険制度を取り巻く情勢の変化等を踏まえた上で、必要に応じて国への要望を検討していきます。  ② 処遇改善加算の様式は指定権者が定めるところではありますが、加算の算定においては、県も市町村と同様の一指定権者であり、市町村への指導や調整は行っていません。県が主体的に調整することを国へ要望することは、現在のところ考えておりません。  ③　日常生活継続支援加算の算定要件や配置要件については、適宜実態の検証を行い、必要に応じて国に対して要望していきます。  ④　LIFEに基づいて行われる重度化対応や看取り支援に対し、新たな加算を創設することについては、今後介護保険制度を取り巻く情勢の変化等を踏まえた上で、必要に応じて国への要望を検討していきます。  ⑤　デイサービス事業における加算の算定要件については、今後、介護保険制度を取り巻く情勢の変化等を踏まえた上で、必要に応じて国への要望を検討していきます。 |
| **Ⅵ　介護福祉施設の総量規制について**  ① 居住系施設も含めた介護福祉施設は過剰整備になっていることから、民間の高齢者介護施設や通所介護事業者の参入規制を行うように国に働きかけること。 | **Ⅵ　介護福祉施設の総量規制について**  ①　中長期的な人口動態や介護サービス見込み量を勘案し、需要のピークアウトが見込まれる地域においては将来的な機能転換や多機能化を見据え、地域の実情に応じた対応を検討していきます。 |
| **Ⅶ　値上げに対する助成**  １　支援の継続・構築  ① 今後の諸物価値上げに対し、物価高騰対応支援金を継続すること。  ２ 支援金額の増額  ① 光熱水費、食材料費の上げ幅が物価高騰対応支援金では賄えない額となっている現状を踏まえ、支援金を増額をすること。 | **Ⅶ　値上げに対する助成**  １①～２①  物価高騰に対応するため、介護報酬等の更なる改定を行うことを国に要望しています。併せて、介護報酬等の更なる改定が行われるまでの間は、その代替として国からの直接の補助や新たな交付金の創設など、全国一律の支援を行うことを要望しています。 |
| **Ⅷ　施設種類別**  **【特別養護老人ホーム】**  １　建替に対する支援  ① 建替はユニット・個室が前提となっているが、利用者ニーズの高い従来型も対象とすること。  ② ロボットICT事業などを含む生産性向上への取組に対する助成を強化すること。 | **Ⅷ　施設種類別**  **【特別養護老人ホーム】**  １　建替に対する支援  ①　特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例上居室の定員は１名とされており、従来型を対象とすることは現在のところ考えておりません。  ②　介護現場の生産性向上に向けては、令和６年度から新規事業に取り組んでいるところであり、介護生産性向上総合相談センターを設置し、介護現場からの相談に対応しているほか、活動支援としてロボット・ICT機器の導入に向けた伴走支援や業務アドバイス等を行っています。 |
| **【養護老人ホーム】**  １　市町への要望  ① 養護老人ホームへの入所が必要な人を適切に措置するよう伝えること。  ② 緊急の受入れに対応出来るように入所判定会議を随時に開催するなど、措置の仕組みを見直し早急な措置につなげるよう伝えること。  ③ 市町村毎に措置に対する温度差があり、市町村自らが実態調査をおこなうなど、域内の高齢者の現状を把握し、必要な予算措置を積極的に行うよう伝えること。  ２　補助金等の創設・拡充  ①利用者の高齢化に伴い自立が厳しくなり、専門的支援業務が多様化していることから、福祉施設としての専門性確保のため補助金（民間老人福祉施設運営費補助金等）を拡充すること。  ② 老人短期入所事業である一時入所の単価は措置費との乖離が大きいことから、実態にあった単価とするよう市町村を指導すること。  ③ 養護老人ホームでは、ICT及び介護ロボットの導入を行う施設も増加しており、積極的に導入するなど一定の水準に達している施設に対する県独自の補助金を創設すること。  ３　制度改正  ① 養護老人ホームの業務が多様化している現状を踏まえ、人員配置基準を見直しすること。  ② 県では養護主任支援員と訪問介護員との兼務を認めていないが、働きやすい現場の観点から兼務を認めること。  ③ 契約入所定員枠の緩和や制限の廃止を国に要望すること。  ４　養護老人ホームの役割等の周知  ① 介護保険法を活用した高齢者福祉サービスが多様化しているが、老人福祉法の対象となる高齢者に適切な福祉サービスを提供するために、福祉施設である養護老人ホームの役割と必要性を地域包括支援センターや県民に分かりやすく周知すること。  ５　措置費の見直し  ① いわゆるゴミ屋敷問題や借金、家族関係への対応、精神科寛解者への対応、看取り介護などを行っている施設を評価し、措置の事務費額を見直すこと。  ６　職員への処遇改善  ① 利用者には要介護者が多く特養と同様の業務を行っていることから、継続的な処遇改善加算を行うこと。 | **【養護老人ホーム】**  １　市町への要望  ①～③  養護老人ホームへの入所が必要な方を適切に措置できるよう、市町との会議等の機会をとらえて、働きかけを行っていきます。  ２　補助金等の創設・拡充  ①　補助金の拡充については、現在のところ考えていませんが、必要に応じて検討していきます。  ②　老人短期入所事業の実施主体は市町であるため、一時入所の単価について、県が指導することはできませんが、実態に合った単価とするよう、市町との会議等の機会をとらえて働きかけを行っていきます。  ③　介護ロボット・ICTを導入する介護事業所に対し、県では、地域医療介護総合確保基金を活用した補助を行っています。  ３　制度改正  ①～③  人員基準の見直し等については、必要に応じて国に対して要望していきます。  ４　養護老人ホームの役割等の周知  ①　養護老人ホームの役割と必要性については、県ホームページに掲載し、周知を図っています。記載内容の見直しや市町村との連携により、今後も引き続き、わかりやすい制度周知に取り組んでいきます。  ５　措置費の見直し①　６　職員への処遇改善①  ①　措置費の支弁及び費用負担は市町が実施主体のため、県が見直し等を行うことはできませんが、必要に応じて市町に働きかけを行っていきます。 |
| **【軽費老人ホーム・ケアハウス】**  １　設備改修に対する支援  ① 軽費老人ホーム・ケアハウスの施設・設備の老朽化の実態を調査し、施設運営が継続出来るよう設備等の改修に対する補助金を創設すること及び借入に対する償還利子補給創設を創設すること。  ２　軽費老人ホームの役割の明確化  ① 軽費老人ホームは老人福祉法に基づく生活課題を持つ者への重要な入所施設であり、老人福祉の観点から積極的な利用が望ましいことを県の高齢者福祉施策や計画上に位置づけること。  ② 生活課題を持つ利用者に対応する職員の職能的な向上の機会提供や業務評価の仕組みをつくること。 | **【軽費老人ホーム・ケアハウス】**  １　整備改修に対する支援   1. 施設の改修に対する補助金については、一定の条件を満たした場合は、「地域医療介護総合確保基金事業」を活用することができます。また、「軽費老人ホームサービス提供費補助金」においても、補助金を修繕費に充当することができます。借入に対する償還利子補給については、新たな制度の創設は現在のところ考えておりません。   ２　軽費老人ホームの役割の明確化  ①　かながわ高齢者保健福祉計画（第９期2024年度から2026年度）の施策「介護サービス提供基盤の整備」において、構成施策の１つに位置付けています。  ②　職員に対する研修、業務評価については必要性等を検討していきます。 |
| **【デイサービスセンター部会】**  １　修繕等に対する助成  ① デイサービスセンターに必須である車両の更新等に助成制度を創設すること。  ② デイサービスセンターの持つ家族のレスパイト機能や日常生活支援、地域との関わりの機会提供を再評価しデイサービスセンターにおける介護報酬の基本報酬部分を引き上げるよう国に働きかけること。 | **【デイサービスセンター部会】**  １　修繕等に対する助成  ①　通所介護事業所の車両の更新等に対する補助金については、現在のところ創設する予定はありません。  ②　県では、質の高い介護サービスの提供や地域包括ケアシステムの構築を促進するため、職員の定着、資質向上、テクノロジー活用の取組等について、介護報酬での評価を更に拡大する等、事業所にインセンティブが働くような、介護保険制度の持続可能性を高める仕組みを構築すること等について国へ要望しているところです。  　 デイサービスセンターにおける介護報酬の基本報酬については、今後、介護保険制度を取り巻く情勢の変化等を踏まえた上で、必要に応じて国への要望を検討していきます。 |
| **【グループホーム部会】**  １　設備整備及び修繕に対する支援  ① 設備の老朽化に伴う修繕や太陽光発電システム等の整備に対し支援すること。  ２　介護報酬  ① 利用者の重度化に伴う職員確保のため、ケアマネジャーの兼務やICT利用による夜間人員配置の変更など、人員配置基準の見直しを行うこと。 | **【グループホーム部会】**  １　設備整備及び修繕に対する支援  ① ご要望の支援については、現在のところ創設する予定はありません。太陽光発電システムの整備については、環境農政局脱炭素戦略本部室による支援の活用もご検討ください。  ２　介護報酬  ① 認知症対応型共同生活介護に係る人員配置基準については市町村が所管になりますので、別途市町村にご相談ください。 |
| **【地域包括支援センター】**  １　市町村との連携の強化  ① 高齢者支援における地域包括支援センターの重要性に鑑み、県内市町村が統一した取組が出来るよう、次の事項について県が積極的に市町村との調整に取り組むこと。  ア 人件費を見直すなど、業務に見合った委託料に増額すること。  イ 地域包括支援センターが地域支援の窓口であるという本来の役割・機能を再確認し、その機能を発揮できる環境整備に取り組むこと。  ウ 地域包括支援センター職員が、祝日、夜間の相談対応を続ける事は大きな負担であることから、市町村と協議し新たな対応方法をとること。  ２　緊急一時入所  ① 県と市町村が協働し、地域包括支援センターからの虐待ケースなどの緊急ケースを優先的に受入れる体制を整備すること。  ３　措置の実施  ① 身寄りのない人、親族と疎遠の人などが増えており、一人でもスムーズな介護保険サービス等の利用ができるよう、市町村が適切な措置を行うよう指導すること。 | **【地域包括支援センター】**  １　市町村との連携の強化  ①  ア　地域包括支援センターへの委託料については、人員配置や介護予防支援に係る介護報酬などを踏まえて市町村と委託先との契約により決定されるものです。人件費についても、市町村が当該市町村の職員の給与水準等も踏まえて積算しているものと認識していますが適切な機会を捉えて、委託先と丁寧に協議するよう伝えていきます。なお、県では地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの中核的な役割を担うことができるよう、介護予防支援の報酬額について業務実態が反映された適切な報酬額とするよう国に要望しています。  イ 市町村が地域包括支援センター本来の役割を理解し、機能強化に向けた取組を進められるよう、厚生労働省の地域包括支援センター評価指標の評価結果を市町村に提供するとともに、必要に応じてアドバイザー派遣などの支援を行っていきます。  ウ　休日・夜間の相談窓口の開設は、虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合への備えや、平日の日中は働いている家族等に対する相談・支援の充実を図るために、求めているものと認識しています。  緊急対応やその後のスムーズな支援、また個人情報の保護の観点からも、所管の地域包括支援センターにおいて対応することが望ましいと考えます。なお、県ではLINEと電話によるケアラー相談窓口を開設しており、土日や夜間にも相談受付時間を設けています。  ２　緊急一時入所  ①　市町村との協議について、必要性の確認等、検討していきます。  ３　措置の実施  ①　身寄りのない人、親族と疎遠の人などが一人でもスムーズな介護保険サービスの利用ができるよう支援することは地域包括支援センター本来の役割であり、県としては地域包括支援センター職員養成研修を通じ、地域包括支援センター職員の資質の向上を図っていきます。 |